

東広島市監査公表第11号

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和7年度下半期に定期監査等を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和8年3月26日

東広島市監査委員 天神山 勝浩  
同 五丁 和夫  
同 北林 光昭  
( 公 印 省 略 )

# 令和7年度（下半期）財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の対象

対象法人等	東広島スマートエネルギー株式会社	監査区分	出資団体
所管部局	生活環境部 環境先進都市推進課		
対象期間	令和7年度（令和7年11月末現在）		

## 第2 監査の実施期間

令和8年1月14日から令和8年3月18日まで

## 第3 監査の着眼点

市が出資する団体が行う出資に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

所管部局が行う出資に係る事務の執行等が法令に適合し正確であるか、当該出資団体に対する指示・監督が適切に行われているか。

## 第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員等からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、事務は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

# 令和7年度（下半期）財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の対象

対象法人等	公益社団法人 東広島市シルバー人材センター	監査区分	財政援助団体
対象事業・施設等	東広島市高年齢者就業機会確保事業補助金 東広島市高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金		
所管部局	健康福祉部 地域包括ケア推進課		
対象期間	令和7年度（令和7年8月末現在）		

## 第2 監査の実施期間

令和7年10月17日から令和8年3月18日まで

## 第3 監査の着眼点

市が補助金を交付する団体が行う補助金に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

所管部局が行う補助金交付に係る事務の執行等が法令に適合し正確であるか、当該補助金交付団体に対する指示・監督が適切に行われているか。

## 第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員等からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、事務は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

# 令和7年度（下半期）財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の対象

対象法人等	ひがしひろしま有限責任事業組合	監査区分	指定管理者
対象事業・施設等	東広島市道の駅湖畔の里福富		
所管部局	産業部 ブランド推進課		
対象期間	令和7年度（令和7年11月末現在）		

## 第2 監査の実施期間

令和8年1月14日から令和8年3月18日まで

## 第3 監査の着眼点

指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

所管部局が行う公の施設の管理業務に係る事務の執行等が法令に適合し正確であるか、指定管理者に対する指示・監督が適切に行われているか。

## 第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員等からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおり事務の一部に改善を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

なお、その他の事務については、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

対象法人等	指摘事項
ひがしひろしま有限責任事業組合	【指定管理者が行う協定等に基づく義務の履行状況】 施設使用料の算定において、誤って算定しているものがあった。
ひがしひろしま有限責任事業組合	【指定管理者が行う協定等に基づく義務の履行状況】 毎月の利用状況報告において、報告すべき事項を適切に報告していなかった。また、利用者アンケート調査結果の報告書も提出していなかった。
産業部 ブランド推進課	【所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務】 東広島市道の駅湖畔の里福富の管理業務において、毎月の利用状況報告で報告することとされている事項を適切に報告させていなかった。また、利用者アンケート調査結果の報告書も提出させていなかった。

## 第6 監査意見

指定管理者が行う協定等に基づく義務の履行状況において、施設使用料の算定に関して、条例で定める使用料と異なる料金を誤って徴収している事案があった。原因として職員による確認不足及び内部チェック体制の不備が見受けられる。今後は、事務手続の再点検を行い、再発防止策を講ずるとともに、条例等に基づき適正な事務処理に改められたい。

また、基本協定書に定める利用状況報告が適切に行われておらず、また、利用者アンケート調査結果報告書も提出していなかった。基本協定事項を確認し、適正な事務処理に改められたい。

なお、施設所管課においては、所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務において、協定に定める利用状況報告書やアンケート調査結果報告書等について、指定管理者からの提出を適切に受けておらず、指定管理者による業務の実施状況及び施設の管理状況等に関して、所管課が適切に確認できているとは言い難い状況となっていた。また、指定管理者に対して協定に基づく報告を求めていなかった。前回の定期監査においても同様の事案について指摘したが改善されていないことから、所管課におかれては、施設の現状を把握するよう努めるとともに、指定管理者に対し必要な指導を行うなど、適正な事務処理に改められたい。

# 令和7年度（下半期）財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の対象

対象法人等	東広島市土地開発公社	監査区分	出資団体
所管部局	建設部 用地課		
対象期間	令和7年度（令和7年10月末現在）		

## 第2 監査の実施期間

令和7年12月12日から令和8年3月18日まで

## 第3 監査の着眼点

市が出資する団体が行う出資に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

所管部局が行う出資に係る事務の執行等が法令に適合し正確であるか、当該出資団体に対する指示・監督が適切に行われているか。

## 第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員等からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、事務は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

# 令和7年度（下半期）財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の対象

対象法人等	TRC・シナジーグループ	監査区分	指定管理者
対象事業・施設等	東広島市立図書館 (中央図書館、サンスクエア児童青少年図書館、黒瀬図書館、福富図書館、豊栄図書館、河内こども図書館、安芸津図書館)		
所管部局	生涯学習部 生涯学習課		
対象期間	令和7年度（令和7年9月末現在）		

## 第2 監査の実施期間

令和7年11月14日から令和8年3月18日まで

## 第3 監査の着眼点

指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

所管部局が行う公の施設の管理業務に係る事務の執行等が法令に適合し正確であるか、指定管理者に対する指示・監督が適切に行われているか。

## 第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員等からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおり事務の一部に改善を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

なお、その他の事務については、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

対象法人等	指摘事項
TRC・シナジーグループ	<b>【指定管理者が行う協定等に基づく義務の履行状況】</b> 指定管理料で購入した備品（市有備品）のうち、備品一覧に記載されていないものがあった。

## 第6 監査意見

指定管理者が行う協定等に基づく義務の履行状況において、指定管理料で購入した備品のうち、備品一覧に記載されていないものがあり、備品が適切に管理されていない状況となっていた。

前回の定期監査でも指摘した事項であり、今後も誤った事務処理を繰り返さないよう有効な対策を講じ、基本協定等に基づいた適正な事務処理に改められたい。